

平成28年度(第57回)科学技術週間推進要綱

平成28年1月  
文部科学省

平成28年度(第57回)科学技術週間については、「科学技術週間について」(昭和35年2月26日閣議了解)等(別添参照)に基づき、下記の要領で推進する。

記

1. 趣旨

平成11年7月にハンガリーで開催された世界科学会議において、「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」が採択されてから、既に15年余、科学技術と社会の関係はますます緊密なものとなり、科学技術イノベーションに対する国民の期待が高まっている。

第5期科学技術基本計画に示されているとおり、科学技術イノベーションを経済的、社会的に価値あるものとしていくためには、国として、広く国民各層に科学技術の様々な側面を踏まえた情報を発信し、説明責任の強化に努めるとともに、多様な関与者との対話や協働をさらに進め、政策の推進や成果の社会還元等を適切に図っていくことが重要である。

以上の状況を踏まえ、科学技術に関し、広く一般国民の関心と理解を深めるため、平成28年度の科学技術週間において、関係機関等の創意工夫と協力の下、本趣旨に沿った各種の行事を積極的、かつ効果的に推進する。

2. 標語

「きみの目は 未来をのぞく むしめがね」

3. 期間

平成28年4月18日(月)～4月24日(日)

4. 行事の実施

上記1の趣旨に沿って、関係機関及び報道機関等の協力を得ながら、以下の行事が科学技術週間の期間を中心として全国的に実施されるよう推進する。

(1) 文部科学省行事

科学技術功労者、科学技術振興功績者等の表彰式等

(2) 一般行事

- ① 講演会、研究成果の発表会、映画会、見学会、展示会等
- ② 発明相談、技術相談等
- ③ 大学、大学共同利用機関等における公開講座の実施等
- ④ 試験研究機関、工場等の一般公開
- ⑤ 科学館、博物館等の特別公開等

(3) 青少年参加行事

実験教室、科学講演会、映画会、見学会等

(4) 広報活動への取り組み

- ① 政府広報、インターネット、ポスター等各種媒体を通じた科学技術週間の周知
- ② サイエンス・チャンネル等による科学技術週間の周知

# 科学技術週間について

昭和35年2月26日 閣議了解

## 1. 趣旨

科学技術に関し、ひろく一般国民の関心と理解を深め、もって我が国の科学技術の振興を図るため、科学技術週間を設け、できるかぎりこの期間中に各種の科学技術に関する行事を集中的に実施し、目的達成に資するものとする。

## 2. 期間

期間は、毎年4月18日を含む1週間とし、昭和35年度は、4月18日から24日まで（1週間）とする。

## 3. 行事

科学技術関係機関および一般の協力を得て、たとえば科学技術功労者の表彰、試験研究機関の公開、講演会、展覧会、映画会、座談会等の開催、科学技術に関する資料の公表など、この期間の趣旨にそった行事を全国的に実施するものとする。

---

## 科学技術週間の期間について

昭和49年12月6日

科学技術庁

昭和35年2月26日の閣議了解に基づく「科学技術週間」の期間は、昭和50年度以降は、毎年、4月18日を含む月曜日に始まり日曜日に終わる1週間とする。